

災害関係法令規集

目次

第一編 災害復旧事業関係

第一章 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法関係

第一節 基本法令等

| | |
|---|----|
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭二六法九七)…………… | 3 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭二六政一〇七)…………… | 3 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(平一二令一四)…………… | 3 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議…………… | 64 |

| | |
|--|-----|
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第九条第三号の規定に基づき、主務大臣が定める工事を定める件(平一二運・建告示一七)…………… | 65 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請における目論見書の経済効果欄への記載について(通知)(平一四国河防四一)…………… | 65 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱(昭三二建発河一二四)…………… | 66 |
| ○公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭三二建河発三五)…………… | 83 |
| ○公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定方針(昭五九建都街発三五)…………… | 119 |
| ○大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針の策定について(通知)(平二九国都安八四・国水防三四七・国港海二一五)…………… | 125 |
| ○災害査定官申合事項(昭四〇・六・一六)…………… | 129 |
| ○公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業の取扱いに關する申合事項について(昭五九建都街発三三)…………… | 146 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の一部改正に伴う事務取扱いについて(通知)(平一三国都まち二五・国河防九)…………… | 150 |
| ○砂防法の一部を改正する法律等の施行について(昭三八建河発一六二)…………… | 151 |

第二節 組織法令

第一款 災害査定官等

- 国土交通省組織令(抄)(平一二政二五五)……………154
- 国土交通省組織規則(抄)(平二三省令一)……………154
- 地方整備局組織規則(抄)(平二三省令二)……………155
- 北海道開発局組織規則(抄)(平一三省令二二)……………157
- 内閣府設置法(抄)(平一一法八九)……………159
- 沖繩総合事務局組織規則(抄)(平一三府令四)……………160
- 災害査定官の職務に関する訓令(昭三〇訓五)……………161
- ルールス台風災害復旧対策(抄)(昭二六閣議決定)……………163
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に
基く検査立会に関する件(昭二六蔵計二四五二)……………163

第二款 立会制度

第三節 覚書及び共同通知

- 災害復旧事業に対する国庫負担率算定についての覚書
(昭二六・五・一九)……………167
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解事
項(昭三〇・六・一四閣議了解)……………168
- 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目
ついて(昭三十建河発三四二・三〇地局四五九一・三〇林野一
二五一八)……………169
- 災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目
ついて(通達)(昭三三建河発六八八・三三三地局五七四九・三

三林野一三三三)……………171

- 海岸に係る災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書に
ついて(昭四五建河防発九六・四五林野治二六三四)……………175
- 公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
の関係省覚書(昭四五・八・一二農林・運輸・建設)……………176
- 公共事業の設計等に必要な労務単価の決定方法について
の関係省覚書(四十五・八・十二)に関する了解事項
(昭四五・八・一二)……………177
- 覚書(種の保存法関係)(抄)(平四・三・二五)……………178
- 覚書(種の保存法施行令関係)(抄)(平五・二・三)……………179
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
の施行について(施行通知)(抄)(平五環自野第一二三)……………180
- 河川と下水道との管理分担区分について
(昭四八建都下事発十七・建河治発十二)……………181
- 河川法と漁港法との調整に関する協定(抄)
(昭二六水産庁・建設省)……………182
- 地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の災害復旧
事業の取扱いに関する申合事項(昭五九・九・一四)……………182
- 道路の附属物に係る災害復旧事業の取扱いに関する申合
事項(昭五九・九・一四)……………183

第二章 災害復旧事業の実施手続き関係

第一節 国庫負担率算定関係

- 公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定の様式について（平一三国河防第三九五・国港海二三・農振六一三・水港二三二四）……………184

第二節 応急復旧

- 災害復旧のための応急組立橋の利用について（抄）（昭五〇事務連絡）……………196

第三節 災害報告

- 災害報告について（平一〇建河防海八四）……………198
- 災害体制時及び緊急時の災害報告について（平九事務連絡）……………201
- 災害報告書及び被害報告書の記載要領について（平一〇事務連絡）……………207

第四節 事前打合せ

- 災害復旧事業に係る事前打合せの事務取扱いについて（通知）（平一三国河防二三）……………212

第五節 災害復旧事業の設計書

第一款 設計書

- 設計単価及び歩掛の作成について（昭四一建河防発一二七）……………214
- 公共土木施設災害復旧事業に係る設計書の作成等について（昭四三建河防発四〇）……………221
- 鹿児島県桜島地域に関する土木工事安全管理に要する費用を災害復旧工事査定設計書に積算計上することについて（昭四九建河防発一二九）……………232
- 河川工事のコンクリートブロック積の裏込コンクリートについて（昭五六事務連絡）……………233
- 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（ガイドライン）の改定について（通知）（平二六国水防六六〇）……………234
- 河川災害復旧事業におけるA表、B表の運用について（平二六事務連絡）……………234
- 災害復旧事業（補助）の申請について（平二〇事務連絡）……………247
- 河川環境の保全が可能なような工法の基準について（通知）（平一〇建河防海発九三）……………247
- 河川環境の保全が可能なような工法の基準について（通知）（平一六事務連絡）……………258
- 河川環境に配慮した工法の実施について（平二一事務連絡）……………259
- 河川環境の保全が可能な工法の基準について（平二一事務連絡）……………259
- 中小河川に関する河道計画の技術基準について（平一三国河環三〇・国河域七・国河防一七四）……………261

○氾濫流対策を取り込んだ改良復旧事業の実施について
(通知) (平二〇国河防発四八三)……………271

第二款 単 価

○災害復旧事業における総合単価の使用について(通知)
(昭六二建河防発六九)……………272

○災害復旧事業における総合単価の使用の運用について
(通知) (平二六国水防七八)……………273

○災害復旧事業における総合単価の使用の運用に関する留
意事項について(平一一事務連絡)……………286

○総合単価の作成について(通知) (昭六二建河防発七二)……………287

第六節 査定関係

第一款 査定資料

○災害査定のための交通量調査資料について
(昭三四事務連絡)……………291

○気象状況調査の標準様式について(昭四三建河防発二六)
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担申請に当つての異
常気象(降雨)資料の調査について(昭六一事務連絡)……………302

第二款 採択要件

○ダムの洪水調節容量内の土砂等の堆積に係る災害復旧事
業について(平四建河防発六五)……………303

○ダムの洪水調節容量内の土砂等の堆積に係る災害復旧事
業の取扱いについて(平四事務連絡)……………304

○流木の堆積に係る災害復旧事業について
(平七建河防海発八一)……………307

○流木の堆積に係る災害復旧事業の取扱いについて
(平七事務連絡)……………307

○ダム貯水池の流木等の除去に係る災害復旧事業の取扱い
について(平一三國河防三二四)……………310

○既設砂防えん堤に係る河道埋そくの取扱いについて
(通知) (昭六三建河防発四七・建河砂発三三)……………310

○普通河川における砂防指定地内の公共土木施設の取扱い
について(昭一九建河発二九二)……………314

○降雪により被災した道路の附属物に係る災害復旧事業の
取扱いについて(通知) (昭六〇建河防発六一)……………314

○低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いに
ついて(通知) (平二四國河防四)……………315

○低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いの
運用について(平二四事務連絡)……………316

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第
三第二号「ホ」の運用について(通知)
(平一〇建河防海発一八六)……………318

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第
三第二号「ホ」の運用細則について(通知)
(平一一建河防海発四九)……………319

○処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業
費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用につ
いて(通知) (平二七國水防三八四)……………322

○「越水させない原形復旧」の運用の実施について
(平一一事務連絡)……………323

| | |
|--|-----|
| ○地すべり防止施設災害等の取扱いについて (平一三〇国河防三三) | 329 |
| ○災害復旧事業における経済効果の算定について(通知) (平一五〇国河防一四三) | 331 |
| ○公共土木施設災害復旧事業査定方針第三第二項第一号及び第九第二項の取り扱いについて(通知)(平一五事務連絡) | 332 |
| 第三款 用地取得 | |
| ○当課所管公共土木施設災害復旧事業の施行に係る用地取得事務の取扱いについて(昭五一建河防発八一) | 333 |
| 第四款 協議設計 | |
| ○災害復旧事業協議設計の処理について(昭二七建発河七〇) | 334 |
| ○公共土木施設災害復旧事業の実施計画協議について(通知)(昭五〇建河防発六九) | 334 |
| 第五款 調査不可能 | |
| ○被災施設の原形等が調査不可能な場合の対応について(平二六事務連絡) | 339 |
| 第七節 再調査 | |
| ○過年発生災害復旧事業の再調査要綱について(昭五七建河防発三九) | 340 |
| ○平成元年度以降における残事業調査等について(依頼)(抄)(平元建河防発七三) | 355 |
| 第八節 国庫負担金交付等関係 | |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金及び市町村監督 | |

| | |
|---|-----|
| 事務費交付金の交付の申請書の様式について(通知) (昭三五建河発三三八) | 357 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の交付申請における国庫債務負担行為の取扱いについて(昭四一・三二八) | 368 |
| ○公共土木施設災害復旧事業(補助)の完了予定期日の変更について(平一四国河防一〇四) | 369 |
| 第九節 設計変更 | |
| ○河川における護岸(兼用護岸を含む)等の設計変更の申請の取扱いについて(平二一事務連絡) | 371 |
| 第十節 成功認定 | |
| ○公共土木施設災害復旧事業成功認定の取扱いについて(通知)(昭四九建河防発一五九) | 372 |
| ○公共土木施設災害復旧事業成功認定のための書類の整備について(昭五八建河防発八〇) | 393 |
| ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の精算について(昭三〇建会一九五) | 397 |
| ○河川局所管補助事業の会計実地検査結果の報告等について(昭五九建河給発三八二) | 398 |
| ○災害復旧事業の工事雑費の会計事務について(昭四一・三二六) | 400 |

第十一節 剰余金

- 災害復旧土木費負担金に係る剰余金の処理について
(昭三二建河発四五九)……………402

第十二節 災害復旧事業の適正執行

- 都道府県単独災害復旧事業と河川の維持修繕の強化について(通達)(昭三〇建河発八三)……………403
 - 災害復旧事業の施行に伴う事故発生防止等について(通知)(昭五一建河防発八九)……………403
 - 河川局所管事業に係る建設工事の安全対策に関する措置について(平四建河治発三二・建河都発二一・建河開発六九・建河海発一五・建河防発七五・建河砂発三二・建河傾発二四)……………404
 - 公共土木施設災害復旧事業(市町村工事における財源の予算科目寄附金について)(回答)(昭二八建河収静(二五)……………409
 - 公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法に係る法定受託事務の処理基準等について(通知)(平一三国防防二五一)……………410
 - 災害復旧の迅速化・円滑化に向けた取り組みについて(平一九事務連絡)……………411
 - 迅速な災害復旧の実施について(平二〇国防防六六四)……………413
- ### 第十三節 査定設計委託
- 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業(港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く)。査定設計委託費等補助金交付要綱及び昭和五十二年発生災害に

- 係る同要綱の運用について(通知)(昭五三建河防発四〇)……………414
- 建設省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱の運用について(平一〇建河防海発八〇)……………421
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害及び平成二十八年発生災害に係る国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業(港湾、港湾に係る海岸、公園に係るものを除く)。査定設計委託費等補助金交付要綱の運用について(通知)(平一九国水防四二九)……………422

第十四節 支援制度

- 災害対応に係る支援制度の充実について(平一八国防防六三六)……………424
- 迅速かつ的確な災害対応に資する支援制度の充実について(平一九事務連絡)……………428

第二編 改良復旧事業関係

第一章 関連事業

- 「災害関連事業取扱い要領」の一部改正について(通知)(平二七国水防三八六)……………433
- 急傾斜地崩壊防止施設に係る災害関連事業の受益者負担金額の取扱いについて(通知)(平三建河防発六五)……………485

| | |
|---|-----|
| ○災害関連事業の採択申請について（昭四一事務連絡） | 486 |
| ○「関連工事費が一億八千万円以下の災害関連事業（いわゆる「ミニ関」）に関する調査額の確認について（通知） | |
| （昭五八建河防発四〇） | 486 |
| ○道路及び橋梁災害関連事業の取扱いについて | |
| （平一三事務連絡） | 488 |
| ○道路及び橋梁災害関連事業の取扱いについて | |
| （平一三事務連絡） | 490 |
| ○他事業と関連する改良復旧事業の調整について | |
| （平元事務連絡） | 491 |
| ○「公共土木施設災害復旧事業査定方針第一九」の一部改正に伴う取扱いについて（平元建河防発四九） | 491 |
| ○公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）の一部改正に伴う運用について | |
| （平三建河防発六六） | 492 |
| ○「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和三十二年建河発第三百五十一号）の一部改正に伴う運用について」の取扱いについて（平三事務連絡） | 493 |
| ○災害関連事業により震災対策のための施設を整備する場合の取扱いについて（平八建河防海発七〇） | 494 |
| ○改良復旧事業の実施に当たっての留意事項について | |
| （平一八事務連絡） | 495 |
| ○原因物の是正・除去を取り込んだ改良復旧事業の留意事項について（平成二三事務連絡） | 496 |

第二章 特定関連事業

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○河川等災害特定関連事業実施要領について | |
| （昭五〇建河防発七二） | 497 |
| ○河川等災害特定関連事業実施要領の運用について（通知） | |
| （平元建河防発四七） | 498 |
| ○特定小川災害関連環境再生事業実施要領について | |
| （平二建河防発七一） | 500 |
| ○特定小川災害関連環境再生事業実施要領の運用について | |
| （平二建河防発六九） | 501 |

第三章 災特事業

| | |
|---------------------------|-----|
| ○河川等災害関連特別対策事業実施要領について | |
| （昭五九建河防発五〇） | 502 |
| ○河川等災害関連特別対策事業実施要領の運用について | |
| （昭五九建河防発五一） | 503 |

第四章 助成事業

| | |
|-----------------------------|-----|
| ○「災害復旧助成事業取扱い要領」の制定について（通知） | |
| （平二七国水防三八五） | 513 |

第三編 補助事業関係

第一章 交付申請等

- 水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請について（災害復旧事業に係るものを除く。）
（平二四国水総四八一）……………539

第二章 施越工事

- 所謂施越工事に対する補助について
（昭三二蔵計第一〇二四号）……………553
- 河川局所管事業に係るいわゆる「施越工事」の取扱いについて（昭六一事務連絡）……………554

第三章 繰越

- 歳出予算の繰越等の手続きについて
（昭四四建会発四四八一）……………556
- 歳出予算の繰越しをする場合の手續及び繰越明許費の金額について翌年度にわたつて支出すべき債務を負担する場合の手續についての運用の簡素化について……………556

第四章 未竣工工事

- （昭五九建会発九三七）……………558
- 歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたつて支出すべき債務を負担する場合の手續きについて（平一〇建会発五七三）……………562
- 市町村が行う災害復旧事業の未竣工工事の防止について（通知）（昭六〇建河防発一二五）……………566
- 未竣工工事の防止について（昭六三建会発一九七）……………569
- 未竣工工事の防止について（平一九国都総四一七四・国河総一三四四・国道総一七一・国住総一六六・国港管一〇六五）……………570

第五章 残存物件

- 補助事業等における残存物件の取扱いについて
（昭三四建会発七四）……………571

第六章 激甚災害対策特別緊急事業

- 激甚災害対策特別緊急事業の実施について
（昭五一建河治発一九）……………585
- 河川激甚災害対策特別緊急事業の運用について（通知）（昭五二建河治発六〇）……………588
- 当課所管事業と河川激甚災害対策特別緊急事業との調整……………588

のための協議について（通知）（昭五二建河防発二二三）……………590

○激特事業及び災害助成事業等における多自然川づくりア
ドバイザー制度の運用について……………591

（平二〇国河環二三・国河治三八・国河防八八）……………591

○災害復旧助成事業を実施するに際しての留意事項につ
いて（平一八国河防二四六）……………595

第七章 河川災害復旧等関連緊急事業

○河川災害復旧等関連緊急事業の実施について
（平一一建河治発六）……………597

○河川災害復旧等関連緊急事業の実施の運用につ
いて（平一一建河治発七・河防海発四四）……………598

第四編 激甚災害法関係

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法
律（昭三七法一五〇）……………613

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法
律施行令（昭三七政四〇三）……………628

○激甚災害指定基準（昭三七中防会議決定）……………648

○局地激甚災害指定基準（昭四三中防会議決定）……………652

○激甚災害の特別財政援助額及び事業別財政援助額の算定
事務に関する覚書（昭三八）……………654

○公共土木施設災害復旧事業費の負担所属について（回答）
（昭三八建河発二五六）……………655

第五編 東日本大震災関係

第一章 東日本大震災関係法令等

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律
（平一三法三三）……………659

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行
令（平一三政一四四）……………667

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律及び
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行
令の規定による権限の委任に関する省令
（平一三国交省令三九）……………686

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成
に関する法律（平一三法四〇）……………686

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成
に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める
九

政令(平三政一七)……………695

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成
に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政
令(平三政一三四)……………698

○東日本大震災復興基本法(平三法七六)……………702

○復興庁設置法(平三法一二五)……………705

○復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定め
る政令(平二四政二五)……………711

第二章 公共土木施設災害復旧関係

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基
づく被災市町村の災害復旧事業等を県が代行する場合の
災害復旧事業等の取扱いについて(通知)

(平三国都防四七・国河防八四)……………714

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基
づく被災市町村の災害復旧事業等を県が代行する場合の
災害復旧事業等の取扱いについて(平三事務連絡)……………715

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した沿岸
部の道路及び下水道施設に係る災害復旧事業の特例につ
いて(通知)(平三三国水防五五)……………716

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律に基

づく被災市町村の災害復旧事業等を県が代行する場合に
係る国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業(港湾、
港湾に係る海岸、下水道及び公園に係るものを除く。)
査定設計委託費等補助金交付要綱の運用について(通知)
(平三三国水防二二〇)……………718

第六編 災害対策関係法令

第一章 災害対策基本法関係

○災害対策基本法(昭三六法二二三)……………723

○災害対策基本法施行令(昭三七政二八八)……………780

○災害対策基本法施行規則(昭三七府令五二)……………800

○国土交通省防災会議の設置に関する訓令

(平一五国交省訓七)……………807

○緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令

(平二四国交省訓三二)……………808

○河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

(平二三国河災一)……………810

○河川、砂防、海岸等に係る災害情報連絡要領について

(平一三国河災二)……………811

○「河川、砂防、海岸等に係る災害発生時における緊急情
報連絡について」および「河川、砂防、海岸等に係る災

害情報連絡に関する地方整備局等の管轄区域について

○(平一三国河環一・国河治一〇・国河災三・国河保二)……………813

○道路災害等に関する情報連絡要領について

○(平一三建道防発一)……………817

○「道路災害等に関する緊急情報連絡について」について

○(平一三建道防発二・道国発一・道地発一)……………818

○道路災害等に関する情報連絡事項等について

○(平一三事務連絡)……………819

○災害情報の連絡について(平一三国河災七)……………824

○下水道、公園等の都市施設に係る災害情報連絡要領につ

いて(平一三国都まち一八)……………825

○下水道、公園等の都市施設に係る災害発生時における緊

急情報連絡について(平一三国都まち一九)……………827

第二章 大規模地震対策

○大規模地震対策特別措置法(昭五三法七三)……………830

○大規模地震対策特別措置法施行令(昭五三政三八五)……………842

○首都直下地震対策特別措置法(平二五法八八)……………849

○首都直下地震対策特別措置法施行令(平二五政三六二)……………866

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別

措置法(平一四法九二)……………867

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別

措置法施行令(平一五政三二四)……………876

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別

措置法施行令(平一五政三二四)……………876

措置法施行令第一条第一号の規定に基づく避難場所等に

係る主務大臣が定める基準を定める件

○(平一六国交省告示七六六)……………881

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策

の推進に関する特別措置法(平一六法二七)……………885

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策

の推進に関する特別措置法施行令(平一七政二八二)……………889

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策

の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二

百八十二号)第一条の規定に基づき、避難地等に係る主

務大臣が定める基準を定める件(平一八国交省告示九五九)

……………894

第三章 地震防災対策

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭五五法六三)

……………899

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令

(昭五五政一七四)……………902

○地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に

係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項及

び大規模地震対策特別措置法施行令第二条第一号の規定

に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定め

る件(昭五五建告示一三二一)……………903

○緊急輸送を確保するため必要な港湾施設の基準及び円滑

な避難を確保するため必要な海岸保全施設の基準を定める件(昭五五運告示三四六)……………905

○地震防災対策特別措置法(平七法一一二)……………906

○地震防災対策特別措置法施行令(平七政二九五)……………912

○地震防災対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を定める件(平一六国交省告示七六七)……………914

第四章 津波防災対策

○津波防災地域づくりに関する法律(平一三法一一三)……………918

○津波防災地域づくりに関する法律施行令(平一三政四二六)……………949

○津波防災地域づくりに関する法律施行規則(平一三国交省令九九)……………954

○津波防災地域づくりに関する法律(第九章関係)の施行について……………972

第五章 活動火山対策

○活動火山対策特別措置法(昭四八法六)……………982

○活動火山対策特別措置法施行令(昭五三政一七四)……………991

○津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(平一三参院国土交通委員会)……………981

○活動火山対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づく降灰防除地域(昭五三総理府告示二四)……………994

○降灰除去事業実施要綱について(昭五三建河防発一四四)……………995

○降灰除去事業実施要綱の運用について(昭五三建都街発五二号・建河防発一四五)……………999

○河川局所管降灰除去事業に係る補助金交付要綱について(昭五三建河防発一八五)……………1000

第六章 大規模災害復興関係

○大規模災害からの復興に関する法律(平二五法律五五)……………1017

○大規模災害からの復興に関する法律施行令(平二五政令三三七)……………1058

○国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則(平二五国土交通省令六九)……………1083

第七編 災害復旧事業の権限代行関係

○河川法(抄)(昭三九法律一六七)……………1087

○河川法施行令(抄)(昭四〇政令一四)……………1089

○河川法施行規則(抄)(昭四〇建設省令七)……………1091

○独立行政法人水資源機構法(抄)(平一四法律一八二)……………1092

○独立行政法人水資源機構法施行令(抄)(平一五政令三九)……………1095

| | |
|---|------|
| ○水防法等の一部を改正する法律の施行について（抄） （平二九国水政二） | 1098 |
| ○河川法第十六条の四及び独立行政法人水資源機構法第十 九条の二に基づく権限代行制度の創設について （平二九国水政一四・国水環二一・国水治二七・国水防五三・国 水策一九） | 1105 |

第八編 水防法関係

| | |
|--|------|
| ○水防法（昭二四法一九三） | 1113 |
| ○水防法施行令（平二三政令四二八） | 1133 |
| ○水防法施行規則（平二二建省令四四四） | 1134 |
| ○水害予防組合法（明四一法五〇） | 1141 |
| ○気象業務法（昭二七法一六五） | 1150 |
| ○気象業務法施行令（昭二七政四七二） | 1172 |
| ○洪水予報（はん濫水の予報）に関するガイドラインにつ いて（平一七国河情四・国河都六） | 1177 |

